

## 議案第18号

清水町老人健康増進センター設置及び管理条例を廃止する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

平成30年3月6日提出

清水町長 阿部 一 男

清水町老人健康増進センター設置及び管理条例を廃止する条例

清水町老人健康増進センター設置及び管理条例(昭和60年清水町条例第38号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。  
(清水町世代間交流センター条例の一部を改正する条例)
- 2 清水町世代間交流センター条例(平成4年清水町条例第4号)別表1(第8条関係)備考1中「、老人健康増進センター」を削る。  
(清水町川東ゲートボール場条例の一部を改正する条例)
- 3 清水町川東ゲートボール場条例(平成9年清水町条例第18号)別表(第7条関係)備考1中「、老人健康増進センター」を削る。